平成２５年（フ）第６９号
岐阜県美濃市蕨生318番地６
破産者　近藤　和仁
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４２号
長崎県島原市有明町大三東戊906番地２、開始決定時の住所長崎県雲仙市国見町神代丙647番地１
破産者　川崎　雄治
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
静岡市葵区上土２丁目６番23号
破産者　大塩　育史
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１１号
静岡市清水区押切1745番地　サンコンシェールＡ201、旧住所静岡市清水区江尻台町４番17号
破産者　池上陽之助
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２号
静岡市清水区押切1745番地　サンコンシェールＡ201、旧住所静岡市清水区江尻台町４番17号
破産者　池上　光子
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４号
鹿児島県指宿市山川成川1128番地６
破産者　林元　史明
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第５７号
釧路市春採７丁目４番47号
破産者　岸上　勝吉
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１５５号
相模原市中央区上矢部４丁目15番27号
破産者　北村　勝之
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２号
福井県越前市下四目町第９号３番地の８
破産者　橋本　　正
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
福井市松本１丁目12番10号　ベルトピア松本Ｂ201号、旧住所福井市高木中央１丁目2001番地３
破産者　岡田　峰昭
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
福井市田原２丁目34番20号
破産者　橋本工業こと　橋本　重浩
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
福井県越前市高森町第12号１番地の６
破産者　桑原伸一郎
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
福井市西木田１丁目４番16号、旧住所福井市花堂北１丁目５―67
破産者　長谷川晶子（旧姓森下）
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
静岡県藤枝市北方379番地の36
破産者　デ　オリベイラ　アルグエレス　ルアナ
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９７６号
名古屋市中区丸の内１丁目11番33号　ライオンズマンション丸の内第５　502号
破産者　荒川　敏美
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２８号
愛知県清須市春日江先40番地　プリミエール松本301
破産者　丹羽　竜男
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６４号
名古屋市港区野跡２丁目５番４―1803号　シティファミリー鴨浦
破産者　須田　勝敏
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１４号
愛知県北名古屋市二子西の町47番地２　ハイツ・ソレアード101
破産者　片岡　　勉
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部